

令和 5 年第 4 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(令和 5 年 11 月 29 日提出 追加議案第 1 号～第 8 号)

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市職員の給与に関する条例等の一部改正について	P 3
2	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	P 3
3	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	P 4
4	令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 8 号）	P 4
5	令和 5 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	P 5
6	令和 5 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	P 5
7	令和 5 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 2 号）	P 6
8	令和 5 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	P 6
9	議案説明資料 参照法令等	P 8
10	さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 新旧対照条文	P 9
11	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例案新旧対照条文	P21
12	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例案新旧対照条文	P23

ただいま上程されました追加議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 3 件及び予算 5 件であります。

追加議案第 1 号は、さくら市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

国においては、人事院の一般職の国家公務員の給与改定に関する勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われました。

本案は、さくら市職員等の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じ、給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げなど、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 2 号は、さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市長等の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

追加議案第3号は、さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

追加議案第4号は、令和5年度さくら市一般会計補正予算(第8号)であります。

今回の補正予算は、既定予算額に3,965万2千円を追加し、予算の総額を216億736万1千円とするものであります。

歳入では、20款繰越金で前年度繰越金3,965万2千円を追加、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

追加議案第 5 号は、令和 5 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 42 万 7 千円を追加し、予算の総額を 3 億 5,302 万 7 千円とするものであります。

歳入では、3 款繰入金で一般会計繰入金 42 万 7 千円を追加、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

追加議案第 6 号は、令和 5 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 91 万 6 千円を追加し、予算の総額を 38 億 7,976 万 1 千円とするものであります。

歳入では、8 款繰入金で職員給与等繰入金 91 万 6 千円を追加、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

追加議案第 7 号は、令和 5 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条収益的収入及び支出の支出、第 1 款水道事業費用で、既決予定額に 26 万 8 千円を追加し、総額を 8 億 7,347 万 4 千円とするものであります。

また、予算第 3 条資本的収入及び支出の支出、第 1 款資本的支出で、既決予定額に 50 万 2 千円を追加し、総額を 9 億 564 万 6 千円とするものであります。

追加議案第 8 号は、令和 5 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条収益的収入及び支出の収入、第 1 款下水道事業収益で、既決予定額に 39 万 4 千円を追加し、総額を 9 億 6,277 万 6 千円、収益的収入及び支出の支出、第 1 款下水道事業費用で、既決予定額に 39 万 4 千円を追加し、総額を 9 億 5,853 万 8 千円とするものであります。

また、予算第 3 条資本的収入及び支出の収入、第 1 款資本的収入で、既決予定額に 31 万 8 千円を追加し、総額を 7 億 3,326

万 2 千円、資本的収入及び支出の支出、第 1 款資本的支出で、既決予定額に 31 万 8 千円を追加し、総額を 10 億 826 万 1 千円とするものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務が6級以上であるもの(市規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の105</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務が6級以上であるもの(市規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の100</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の100</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の120</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の55</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（2/4）

改 正 案									現 行									
別表第1（第3条関係）									別表第1（第3条関係）									
行政職給料表									行政職給料表									
職員の区 分	職務 の級 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区 分	職務 の級 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
		給料月額			給料月額	給料月額												
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500		1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100		2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500		3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900		4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800		5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300		6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600		7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100		8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500		9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100		10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700		11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300		12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600		13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900		14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100		15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400		16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200		17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100		18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000		19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800		20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600		21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400		22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200		23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000		24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600		25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100		26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600		27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100		28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600		29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900		30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200		31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400		32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600		33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900		34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200		35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（3/4）

改 正 案									現 行								
定 年 前 再 任 用 短 期 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（4/4）

改 正 案								現 行								
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		295,900	343,600					94		294,900	342,600				
	95		296,200	344,100					95		295,200	343,100				
	96		296,600	344,500					96		295,600	343,500				
	97		296,800	344,700					97		295,800	343,700				
	98		297,100	345,100					98		296,100	344,100				
	99		297,500	345,500					99		296,500	344,500				
	100		297,900	345,800					100		296,900	344,800				
	101		298,100	346,100					101		297,100	345,100				
	102		298,400	346,500					102		297,400	345,500				
	103		298,800	346,900					103		297,800	345,900				
	104		299,100	347,300					104		298,100	346,300				
	105		299,300	347,800					105		298,300	346,800				
	106		299,600	348,200					106		298,600	347,200				
	107		300,000	348,600					107		299,000	347,600				
	108		300,300	349,000					108		299,300	348,000				
	109		300,500	349,500					109		299,500	348,500				
	110		300,900	349,900					110		299,900	348,900				
	111		301,300	350,200					111		300,300	349,200				
	112		301,600	350,500					112		300,600	349,500				
	113		301,800	351,000					113		300,800	350,000				
	114		302,000						114		301,000					
	115		302,300						115		301,300					
	116		302,700						116		301,700					
	117		302,900						117		301,900					
	118		303,100						118		302,100					
	119		303,400						119		302,400					
	120		303,700						120		302,700					
	121		304,100						121		303,100					
	122		304,300						122		303,300					
	123		304,600						123		303,600					
	124		304,900						124		303,900					
	125		305,200						125		304,200					
定年 前再 任用 短 時 勤 務 員		基 準 給料月額 円	定年 前再 任用 短 時 勤 務 員		基 準 給料月額 円											
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 122.5</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務が 6 級以上であるもの (市規則で定めるものを除く。第 17 条の 4 第 2 項において「特定幹部職員」という。) にあつては、<u>100 分の 102.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 68.75</u>」と、「<u>100 分の 102.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 102.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 122.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 48.75</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 58.75</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 125</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務が 6 級以上であるもの (市規則で定めるものを除く。第 17 条の 4 第 2 項において「特定幹部職員」という。) にあつては、<u>100 分の 105</u>) を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」と、「<u>100 分の 105</u>」とあるのは「<u>100 分の 60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 105</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 125</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 50</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) (第 3 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行																								
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。</p> <p>別表 (第 8 条関係) <u>特定任期付職員給料表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">380,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">427,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">477,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">539,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">615,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	380,000 円	2	427,000 円	3	477,000 円	4	539,000 円	5	615,000 円	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。</p> <p>別表 (第 8 条関係) <u>特定任期付職員給料表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">376,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">422,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">472,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">533,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">608,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	376,000 円	2	422,000 円	3	472,000 円	4	533,000 円	5	608,000 円
号給	給料月額																								
1	380,000 円																								
2	427,000 円																								
3	477,000 円																								
4	539,000 円																								
5	615,000 円																								
号給	給料月額																								
1	376,000 円																								
2	422,000 円																								
3	472,000 円																								
4	533,000 円																								
5	608,000 円																								

○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) (第 4 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。</p>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）（第5条関係）

(1/5)

改 正 案				現 行			
別表第1（第3条関係） 給料表				別表第1（第3条関係） 給料表			
職種の区分	職務の級	1級	2級	職種の区分	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額
1 一般行政事務 （他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）	1	<u>162,100</u>	<u>208,000</u>	1 一般行政事務 （他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）	1	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>
	2	<u>163,200</u>	<u>209,700</u>		2	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>
	3	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>		3	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>
	4	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>		4	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>
	5	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>		5	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>
	6	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>		6	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>
	7	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>		7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>
	8	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>		8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>
	9	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>		9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>
	10	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>		10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>
	11	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>		11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>
	12	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>		12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>
	13	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>		13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>
	14	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>		14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>
	15	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>		15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>
	16	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>		16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>
	17	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>		17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>
	18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>		18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>
	19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>		19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>
	20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>		20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>
	21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>		21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>
	22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>		22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>
	23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>		23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>
	24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>		24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>
	25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>		25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>
	26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>		26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>
	27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>		27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>
	28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>		28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>
	29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>		29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>
	30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>		30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）（第5条関係）

(2/5)

改 正 案				現 行			
	<u>31</u>		<u>250,600</u>		<u>31</u>		<u>245,100</u>
	<u>32</u>		<u>251,500</u>		<u>32</u>		<u>246,100</u>
	<u>33</u>		<u>252,400</u>		<u>33</u>		<u>247,200</u>
	<u>34</u>		<u>253,300</u>		<u>34</u>		<u>248,100</u>
	<u>35</u>		<u>254,100</u>		<u>35</u>		<u>249,000</u>
	<u>36</u>		<u>254,900</u>		<u>36</u>		<u>250,000</u>
	<u>37</u>		<u>255,600</u>		<u>37</u>		<u>250,900</u>
	<u>38</u>		<u>256,700</u>		<u>38</u>		<u>252,200</u>
	<u>39</u>		<u>257,900</u>		<u>39</u>		<u>253,400</u>
	<u>40</u>		<u>259,000</u>		<u>40</u>		<u>254,700</u>
	<u>41</u>		<u>260,200</u>		<u>41</u>		<u>256,000</u>
	<u>42</u>		<u>261,400</u>		<u>42</u>		<u>257,400</u>
	<u>43</u>		<u>262,500</u>		<u>43</u>		<u>258,600</u>
	<u>44</u>		<u>263,600</u>		<u>44</u>		<u>259,800</u>
	<u>45</u>		<u>264,700</u>		<u>45</u>		<u>260,900</u>
2 保健師、	<u>1</u>	<u>162,100</u>	<u>208,000</u>	2 保健師、	<u>1</u>	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>
助産師、	<u>2</u>	<u>163,200</u>	<u>209,700</u>	助産師、	<u>2</u>	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>
看護師そ	<u>3</u>	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>	看護師そ	<u>3</u>	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>
の他これ	<u>4</u>	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>	の他これ	<u>4</u>	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>
らに準ず	<u>5</u>	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>	らに準ず	<u>5</u>	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>
る業務に	<u>6</u>	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>	る業務に	<u>6</u>	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>
従事する	<u>7</u>	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>	従事する	<u>7</u>	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>
フルタイ	<u>8</u>	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>	フルタイ	<u>8</u>	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>
ム会計年	<u>9</u>	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>	ム会計年	<u>9</u>	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>
度任用職	<u>10</u>	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>	度任用職	<u>10</u>	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>
員で規則	<u>11</u>	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>	員で規則	<u>11</u>	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>
で定める	<u>12</u>	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>	で定める	<u>12</u>	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>
もの	<u>13</u>	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>	もの	<u>13</u>	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>
	<u>14</u>	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>		<u>14</u>	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>
	<u>15</u>	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>		<u>15</u>	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>
	<u>16</u>	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>		<u>16</u>	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>
	<u>17</u>	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>		<u>17</u>	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>
	<u>18</u>	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>		<u>18</u>	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>
	<u>19</u>	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>		<u>19</u>	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）（第5条関係）

(3/5)

改 正 案				現 行			
	<u>20</u>	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>		<u>20</u>	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>
	<u>21</u>	<u>187,300</u>			<u>21</u>	<u>174,000</u>	
	<u>22</u>	<u>189,600</u>			<u>22</u>	<u>175,300</u>	
	<u>23</u>	<u>191,800</u>			<u>23</u>	<u>177,800</u>	
	<u>24</u>	<u>194,000</u>			<u>24</u>	<u>180,300</u>	
	<u>25</u>	<u>196,200</u>			<u>25</u>	<u>182,800</u>	
	<u>26</u>	<u>197,900</u>			<u>26</u>	<u>185,200</u>	
	<u>27</u>	<u>199,400</u>			<u>27</u>	<u>186,900</u>	
	<u>28</u>	<u>200,900</u>			<u>28</u>	<u>188,500</u>	
	<u>29</u>	<u>202,400</u>			<u>29</u>	<u>190,200</u>	
	<u>30</u>	<u>203,800</u>			<u>30</u>	<u>191,700</u>	
	<u>31</u>	<u>205,200</u>			<u>31</u>	<u>193,400</u>	
	<u>32</u>	<u>206,600</u>			<u>32</u>	<u>195,200</u>	
	<u>33</u>	<u>208,000</u>			<u>33</u>	<u>196,900</u>	
	<u>34</u>	<u>209,300</u>			<u>34</u>	<u>198,500</u>	
	<u>35</u>	<u>210,600</u>			<u>35</u>	<u>199,900</u>	
3 保育士、	<u>1</u>	<u>197,900</u>	<u>208,000</u>	3 保育士、	<u>1</u>	<u>186,900</u>	<u>198,500</u>
介護士そ	<u>2</u>	<u>199,400</u>	<u>209,700</u>	介護士そ	<u>2</u>	<u>188,500</u>	<u>200,300</u>
の他これ	<u>3</u>	<u>200,900</u>	<u>211,400</u>	の他これ	<u>3</u>	<u>190,200</u>	<u>202,100</u>
らに準ず	<u>4</u>	<u>202,400</u>	<u>212,900</u>	らに準ず	<u>4</u>	<u>191,700</u>	<u>203,900</u>
る業務に	<u>5</u>	<u>203,800</u>	<u>214,400</u>	る業務に	<u>5</u>	<u>193,400</u>	<u>205,400</u>
従事する	<u>6</u>	<u>205,200</u>	<u>216,200</u>	従事する	<u>6</u>	<u>195,200</u>	<u>207,200</u>
フルタイ	<u>7</u>	<u>206,600</u>	<u>217,900</u>	フルタイ	<u>7</u>	<u>196,900</u>	<u>209,000</u>
ム会計年	<u>8</u>	<u>208,000</u>	<u>219,600</u>	ム会計年	<u>8</u>	<u>198,500</u>	<u>210,800</u>
度任用職	<u>9</u>	<u>209,300</u>	<u>221,100</u>	度任用職	<u>9</u>	<u>199,900</u>	<u>212,400</u>
員で規則	<u>10</u>	<u>210,600</u>	<u>222,600</u>	員で規則	<u>10</u>	<u>201,400</u>	<u>214,200</u>
で定める	<u>11</u>	<u>211,900</u>	<u>224,100</u>	で定める	<u>11</u>	<u>202,900</u>	<u>216,000</u>
もの	<u>12</u>	<u>213,200</u>	<u>225,600</u>	もの	<u>12</u>	<u>204,200</u>	<u>217,800</u>
	<u>13</u>	<u>214,400</u>	<u>226,800</u>		<u>13</u>	<u>205,500</u>	<u>219,200</u>
	<u>14</u>	<u>215,600</u>	<u>228,200</u>		<u>14</u>	<u>206,700</u>	<u>221,000</u>
	<u>15</u>	<u>216,700</u>	<u>229,600</u>		<u>15</u>	<u>208,000</u>	<u>222,700</u>
	<u>16</u>	<u>217,800</u>	<u>231,000</u>		<u>16</u>	<u>209,300</u>	<u>224,500</u>
	<u>17</u>	<u>218,900</u>	<u>232,400</u>		<u>17</u>	<u>210,600</u>	<u>226,100</u>
	<u>18</u>	<u>219,900</u>	<u>234,000</u>		<u>18</u>	<u>211,900</u>	<u>227,800</u>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）（第5条関係）

(4/5)

改 正 案				現 行			
	<u>19</u>	<u>220,900</u>	<u>235,500</u>		<u>19</u>	<u>213,200</u>	<u>229,400</u>
	<u>20</u>	<u>221,800</u>	<u>236,900</u>		<u>20</u>	<u>214,300</u>	<u>230,900</u>
	<u>21</u>	<u>222,700</u>	<u>238,100</u>		<u>21</u>	<u>215,600</u>	<u>232,200</u>
	<u>22</u>	<u>223,600</u>	<u>239,700</u>		<u>22</u>	<u>216,900</u>	<u>233,800</u>
	<u>23</u>	<u>224,500</u>	<u>241,200</u>		<u>23</u>	<u>218,200</u>	<u>235,400</u>
	<u>24</u>	<u>225,400</u>	<u>242,600</u>		<u>24</u>	<u>219,200</u>	<u>236,900</u>
	<u>25</u>	<u>226,300</u>	<u>243,600</u>		<u>25</u>	<u>220,300</u>	<u>237,900</u>
	<u>26</u>	<u>227,200</u>	<u>245,100</u>		<u>26</u>	<u>221,300</u>	<u>239,400</u>
	<u>27</u>	<u>228,100</u>	<u>246,400</u>		<u>27</u>	<u>222,300</u>	<u>240,700</u>
	<u>28</u>	<u>228,900</u>	<u>247,600</u>		<u>28</u>	<u>223,300</u>	<u>241,900</u>
	<u>29</u>	<u>229,800</u>	<u>248,700</u>		<u>29</u>	<u>224,200</u>	<u>243,100</u>
	<u>30</u>	<u>230,700</u>	<u>249,700</u>		<u>30</u>	<u>225,100</u>	<u>244,100</u>
4 非常勤	1	221,800	282,000	4 非常勤	1	210,100	275,300
講師、非	2	222,900	284,200	講師、非	2	211,500	277,500
常勤助	3	224,000	286,300	常勤助	3	213,100	279,600
手、支援	4	225,200	288,200	手、支援	4	214,600	281,500
員、理科	5	226,700	290,300	員、理科	5	216,300	283,800
支援員、	6	228,200	292,000	支援員、	6	218,000	285,500
外国語支	7	229,700	293,800	外国語支	7	219,700	287,400
援員及び	8	231,200	295,500	援員及び	8	221,400	289,200
適応支援	9	232,500	296,800	適応支援	9	222,700	290,600
教室に勤	10	234,100	298,800	教室に勤	10	224,400	292,700
務する相	11	235,800	300,700	務する相	11	226,100	294,700
談員その	12	237,200	302,700	談員その	12	227,700	296,900
他これら	13	238,500	304,700	他これら	13	229,100	298,900
に準ずる	14	239,900	306,800	に準ずる	14	230,800	301,300
業務に従	15	241,300	309,000	業務に従	15	232,500	303,500
事するフ	16	242,700	311,200	事するフ	16	234,200	306,100
ルタイム	17	244,000	313,300	ルタイム	17	235,800	308,300
会計年度	18	245,300	315,600	会計年度	18	237,500	310,700
任用職員	19	246,500	317,800	任用職員	19	239,100	313,000
で規則で	20	247,800	319,900	で規則で	20	240,700	315,200
定めるも				定めるも			
の				の			
5 特定の	1	380,000		5 特定の	1	376,000	

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）（第5条関係）

(5/5)

改 正 案				現 行			
<u>資格を要する職に</u>				<u>資格を要する職に</u>			
<u>従事する</u>				<u>従事する</u>			
<u>フルタイム</u>				<u>フルタイム</u>			
<u>会計年度任用職員</u>				<u>会計年度任用職員</u>			
<u>で規則で定める</u>				<u>で規則で定める</u>			
<u>もの</u>				<u>もの</u>			

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年さくら市条例第43号）（第1条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年さくら市条例第43号）（第2条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>